岩手県内の公益法人及び移行法人の皆様へ

いわて公益法人だより

第42号
（令和8年7月）

岩手県公益認定等審議会事務局
（岩手県総務部行政経営推進課）
TEL　019-629-5086・5039（直）

【INDEX】

【事務局からのお知らせ】 …P1
備置き書類について …P2
役員の他同一団体の役員・使用人割合について …P3
法人のホームページの更新について …P4
変更届について …P5

【MESSAGE】

今回は、制度改正に伴い改めて備置き書類をまとめましたのでお知らせします。適宜ご活用願います。

その他、法人運営上の留意点等についてお知らせしますので、自身の法人は問題ないか改めてご確認ください。

【事務局からのお知らせ】

（公財）公益法人協会 公益法人・一般法人会計セミナー「基礎編」の開催について

・日時　令和8年9月7日（月）　13:00～16:30
　　9月8日（火）　10:00～16:00

・会場　　盛岡地域交流センターマリオス181号室
（盛岡市盛岡駅西通2－9－1）
※詳細は別添のパンフレットを御参照ください。

令和6年会計基準について前年度よりも詳しく解説されますので、特に法人の会計担当者様におかれましては、受講について積極的に御検討ください。

公益法人制度に関する問い合わせについては、内閣府が電話相談窓口を設置しておりますのでご活用ください。

TEL：03－5403－9669（平日10時～16時45分）

公益法人対象

備置き書類について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、認定法という）第21条第5項に基づく閲覧対象書類をまとめましたのでお知らせします。
※今年度点検調査（定期立入検査）の対象法人に配布しているものです。今年度点検調査に該当しない法人についても再確認をお願いします。

※制度改正に伴い、備置き書類にも変更があります。改めて確認してくださいますようお願いします。

※詳細は別添の一覧表を御参照ください。

公益法人対象

役員の他同一団体の役員・使用人割合について

公益法人が特定の利害を代表する集団から支配されるような場合には、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという公益法人本来の目的に反した業務運営が行われるおそれがあることから、同一の団体（公益法人を除く。以下同じ）関係者が理事及び監事に占める割合について制限を設けています。 認定法第5条第11号

他の同一の団体の理事又は使用人等の合計数が理事の総数の3分の1を超えない必要がありますので御留意ください。

【同一団体の考え方】

人格、組織、規則などから同一性が認められる団体ごとに判断されます。ある他の同一の団体関係者である公益法人の理事が当該基準の規律対象であるか否かは、それらの者が「他法人の理事や使用人」などと同視し得る程度に他団体・従属関係にあるか、当該他の同一の団体の行動原理によって公益法人の運営が歪められるおそれがあるかという観点から判断されます。

国の機関についてどこまで同一と捉えるかは、一般的には事務分掌の単位である省庁単位となります。

公益法人・移行法人
対象

法人のホームページの更新について

行政庁に提出された事業計画書や事業報告書、財産目録、役員名簿等については、認定法第22条第2項の規程により、「公益法人information」等のプラットフォームを通じて情報公開されております。

各法人のホームページの掲載情報についても更新をお願いします。

【情報公開の目的】

1　法人の財務状況や資金の使途、ガバナンス等に関する透明性が高まることで、国民の公益法人に対する理解が深まり支援が促進される効果が期待できる。

2　多くの公益目的事業の開示情報を容易に比較できる形で公表することにより、透明性高く、質の高い公益目的事業を効果的に実施する公益法人に対して寄付等の支援が集まることで、民間の公益活動が全体的に活性化することが期待される。

「公益法人information」だけではなく、各法人のホームページも通じて事業活動を対外的にアピールしましょう。加えて、透明性確保のためにも最新の情報に適宜更新しましょう。

公益法人・移行法人
対象

変更届について

公益法人は、代表者及び理事・監事・評議員等の役員の変更があったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならないこととされています。

また、移行法人は、代表者の変更について、同様に届け出なければならないこととされています。

届出が遅延しているケースがあり、特に代表者等の情報は公開情報であることからも、変更登記完了後、速やかなご提出をお願いします。

変更届に記載する「変更年月日」は登記日ではなく、実際に変更があった日（就任日等）であることにご留意ください。

変更届に記載する変更に係る事項について、理事・監事・評議員は「別添役員名簿のとおり」と記載できますが、代表者については氏名を具体的に記載する必要がありますので、ご留意ください。
変更届出の手引きP53をご参照ください。